



各 位

2022 年 4 月 13 日

会 社 名	株式会社	吉野家ホールディングス
代表者名	代表取締役社長	河村 泰貴 (コード番号 9861 東証プライム市場)
問合せ先	常務取締役	小澤 典裕
	電 話 番 号 (代表)	03-5651-8800

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 4 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 5 月 26 日開催予定の当社第 65 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、第 2 条（目的）について変更するものであります。
- (2) 2021 年 6 月 16 日に、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の要件の下、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが可能となったことに伴い、同株主総会を開催できるよう、第 14 条（総会の招集）について変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条但書に規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を第 15 条（電子提供措置等）に修正し、本修正に係る経過的な措置を定めるための附則を新設するものであります。
- (4) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、第 36 条（配当）を（剰余金の配当等の決定機関）に修正し、併せて第 37 条（剰余金の配当等の基準日）を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条	第2条
当社は次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。	当社は次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
1. ～8. (条文省略)	1. ～8. (現行どおり)
9. 店舗及びその付帯設備等を賃貸する業務	9. 店舗及びその付帯設備等を賃貸、点検、保守、 <u>維持管理</u> する業務
10. (条文省略)	10. (現行どおり)
11. <u>式場</u> ・貸席の経営及び経営受託並びに給食業務・パーティーの運営	11. <u>冠婚葬祭</u> ・貸席の経営及び経営受託並びに給食業務・パーティーの運営
12. ～18. (条文省略)	12. ～18. (現行どおり)
(新設)	19. <u>健康や美容を目的とする化粧品及びサプリメントの製造・販売</u>
(新設)	20. <u>インターネットを利用したビジネスマッチング</u>
19. 前各号に付帯する一切の業務	21. 前各号に付帯する一切の業務
第3条～第13条 (条文省略)	第3条～第13条 (現行どおり)
(総会の招集)	(総会の招集)
第14条	第14条
定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。	定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
(新設)	<u>②当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(電子提供措置等)
第15条	第15条
当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を法令の定めるところによりインターネット	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

現行定款	変更案
ネットが開示することができる。	②当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載せずに交付することができる。
第 16 条～第 35 条（条文省略）	第 16 条～第 35 条（現行どおり）
（配当）	（剰余金の配当等の決定機関）
第 36 条	第 36 条
当社は、株主総会の決議により毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって定めることができる。
②当社は、取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	
（新設）	第 37 条（剰余金の配当等の基準日）
	当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。
（新設）	②当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
	附則
	第 1 条
	変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
	②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。
	③本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催予定日 2022年5月26日

(2) 定款変更の効力発生日 2022年5月26日

(注) 上記の内容につきましては、2022年5月26日開催予定の当社第65期定時株主総会において承認決議されることを条件といたします。

以 上